

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の報酬は、次条によりその年額が定められたものをいい、年額の12分の1に相当する額を月例報酬として支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、監事が監査業務に従事したときを除く。

(報酬の額の決定)

第4条 役員の報酬総額及び一人当たりの上限額は、評議員会の決議により定める。

- 2 常勤役員の役職ごとの報酬年額は、役員の職務権限、責任の程度、勤務の様態等を総合的に勘案して、前項に定める額の範囲内で、理事会の承認を経て会長が定める。
- 3 監事が監査業務に従事したときの報酬は、日額10,000円とする。

(報酬の支給方法等)

第5条 常勤役員の月例報酬の支給日、支給方法等は、本会事務局職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）に準ずる。

2 監事に対する前条第3項の報酬は、監査業務に従事したときに支給する。

(費用の支給)

第6条 非常勤役員及び評議員が、理事会及び評議員会等に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として、給与規則により支給される職員の例に準じて通勤手当を支給する。

3 役員及び評議員が、本会の用務のために旅行するときは、費用弁償として本会事務局職員等の旅費に関する規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は平成17年4月1日から施行する。

(社会福祉法人仙台市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は平成17年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月改正)

(施行期日)

1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月改正）
(施行期日)
1 この規程は平成 29 年 6 月 22 日から施行する。